京情個審答申第33号令和6年3月7日

京都府公安委員会 委員長 増田 壽幸 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会会長 山本 克己

個人情報一部開示決定に係る審査請求に対する 裁決について(答申)

令和5年8月4日付け公委第817号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が部分公開とした判断は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和5年1月10日、審査請求人は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年京都府条例第33号)第5条の規定による廃止前の京都府個人情報保護条例(平成8年京都府条例第1号。以下「条例」という。)第12条の規定により、京都府警察本部長(この答申において「処分庁」という。)に対し、「私が〇内に来店する度、短時間で来るガードマンについて店長と話し合いをしたいと思い、対応してもらった〇交番警察官の作成された日報記録。令和〇年〇月〇日私の相談簿と日報、〇年〇月〇日分の私の日報(私の記録)、令和〇年〇月〇日私の日報(と私の記録)」(以下「本件個人情報」という。)を内容とする個人情報の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- 2 処分庁は、本件開示請求に対し、令和5年1月23日、条例第15条第3項の規定により開示決定等を行う期間を令和5年3月10日まで延長した。
- 3 令和5年3月8日、処分庁は、個人情報一部開示決定(以下「本件処分」という。)を 行い、同日、審査請求人に個人情報一部開示決定通知書を送付した。
- 4 令和5年3月22日、審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、本件処分を不服として京都府公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対して審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- 5 令和5年8月4日、諮問庁は、条例第28条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書において述べている主張は、おおむね次のとおりと解される。

- 1 本件開示請求において、黒塗りされた部分の開示を請求する。
- 2 活動記録補助用紙(令和〇年〇月〇日付け)には、「私が警察官に行動言動が間違っていない事を証明して頂いた重要な事実であると確信いている内容であるのと警察官が確認した事実を記載すると同意し合った内容」が記載されているので、開示を強く希望する。

- 3 活動記録補助用紙(令和〇年〇月〇日付け)の審査請求人名の上下の黒塗りは、審査 請求人についての内容であり、知る権利がある。
- 4 ○年○月○日の警察安全相談簿を 2023 年 1 月 10 日に個人情報開示請求書により請求 したが、開示されていなかったので、再度請求し、情報開示を希望する。

第5 諮問庁の説明の要旨

処分庁の弁明書及び諮問庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件開示請求の対象文書として特定した文書(以下「本件対象文書」という。)は、「警察安全相談記録簿(令和〇年〇月〇日付け、受理番号〇)」、「警察安全相談記録簿(令和〇年〇月〇日付け)」、「活動記録補助用紙(令和〇年〇月〇日付け、〇交番)」、「活動記録補助用紙(令和〇年〇月〇日付け、〇交番)」、「活動記録補助用紙(令和〇年〇月〇日付け、〇交番)」である。
- 2(1) このうち、「警察安全相談記録簿」は、犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他府民の生活の安全及び平穏に係る相談(警察安全相談)を受理したときに作成し、相談責任者に引継ぎ、処理するものである。
 - (2) そして、これらの文書にはそれぞれ次のとおり不開示とすべき情報、すなわち「職員の氏名及び印影が記録されている部分」、「請求者以外の者の受理番号、住所、職業、氏名、性別、生年月日、年齢及び電話番号が記録されている部分」、「警察の調査内容が記録されている部分」、「請求者以外の者との対応内容が記録されている部分」及び「請求者以外の者の完結年月日、相談内容、件名及び措置状況が記録されている部分」が含まれていることから本件処分を行ったものである。
 - ア 職員の氏名及び印影は、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員 の氏名等に該当するものであり、これは条例第 13 条第2項第2号及び京都府個人 情報保護条例施行規則(平成18年京都府公安委員会規則第9号。以下「条例施行規 則」という。)第2条に該当する情報である。
 - イ 請求者以外の者の受理番号、住所、職業、氏名、性別、生年月日、年齢及び電話番号が記録されている部分は、開示請求をした者以外の者に関する個人情報であって、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報であり、条例第13条第2項第1号(同条第1項第1号)に該当する情報である。
 - ウ 警察の調査内容が記録されている部分は、これを開示することにより、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、警察活動の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれがあることから、条例第 13 条第 2 項第 1 号 (同条第 1 項第 7 号)に該当する情報である。
 - エ 請求者以外の者との対応内容が記録されている部分及び請求者以外の者の完結 年月日、相談内容、件名及び措置状況が記録されている部分は、開示請求をした者

以外の者に関する個人情報であって、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報であり、条例第 13 条第 2 項第 1 号(同条第 1 項第 1 号)に該当する情報であるとともに、これを開示することにより、請求者以外の者と警察との信頼関係が損なわれるおそれがあるなど、警察活動の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれがあることから、同条第 2 項第 1 号(同条第 1 項第 7 号)にも該当する情報である。

- 3(1) また、活動記録補助用紙は、活動記録表と併せて、警察署の地域課及び交番等の活動単位が勤務日ごとに作成する書類で、取扱事項を時系列で記録するものである。
 - (2) そして、これらの文書にはそれぞれ次のとおり不開示とすべき情報、すなわち「職員の印影が記録されている部分」、「警察の調査内容及び所見が記録されている部分」及び「請求者以外の者の役職及び氏名が記録されている部分」が含まれていることから本件処分を行ったものである。
 - ア 職員の印影は、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名等 に該当するものであり、これは条例第 13 条第 2 項第 2 号及び条例施行規則第 2 条 に該当する情報である。
 - イ 警察の調査内容及び所見が記録されている部分は、これを開示することにより、 正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、警察活動の公正かつ適切な執行に著 しい支障が生じるおそれがあることから、条例第13条第2項第1号(同条第1項第 7号)に該当する情報である。
 - ウ 請求者以外の者の役職及び氏名が記録されている部分は、開示請求をした者以外の者に関する個人情報であって、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報であり、条例第 13 条第 2 項第 1 号(同条第 1 項第 1 号)に該当する情報である。
- 4 活動記録補助用紙(令和〇年〇月〇日付け)において不開示とした部分は、「職員の印 影が記録されている部分」及び「警察の調査内容及び所見が記録されている部分」であ り、審査請求人の個人情報はない。

さらに、活動記録補助用紙は、警察官が取り扱った事案における取り扱い内容及び措置を記録するものであり、何らかの事実を証明する文書ではない。

- 5 活動記録補助用紙(令和〇年〇月〇日付け)の審査請求人名の上下の不開示箇所は「警察の調査内容及び所見が記載されている部分」であり、警察官がその職務に当たり知り得た状況が記載されているのみであり、審査請求人の個人情報には該当しない。
- 6 なお、審査請求人が開示を求める○年○月○日の警察安全相談簿については、再度の個人情報開示請求を行う旨、自ら申し立てており、これに対しては、改めての個人情報開示請求書の提出が必要である旨、説明済みである。

第6 審議会の判断理由

1 まず、本件対象文書について、不開示とした箇所及びその理由について、検討する。

(1) 条例第 13 条第 2 項第 2 号は、公務員の氏名や公務執行情報は、本来、公にする要請が高いものの、それらの情報を公にすることにより当該公務員個人の生命、身体、財産等を侵害されるおそれが類型的に認められるものとして公安委員会規則で定めるものは不開示とすることを規定したものである。

当該規定を受け、条例施行規則第2条において、「警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名等」と定められているところである。

したがって、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名及び印 影は、条例第13条第2項第2号及び条例施行規則第2条に該当する情報であり、これ を不開示としたことは妥当である。

(2) 条例第 13 条第 2 項第 1 号が引用する同条第 1 項第 1 号は、開示請求の対象となった個人情報に請求者以外の者の個人情報が含まれる場合において、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から、他の私人のプライバシーを最大限に保護するため、当該情報が、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものである場合には、不開示とすることを認めたものである。

したがって、審査請求人以外の私人の相談に係る受理番号並びに当該相談に係る相談者の住所、職業、氏名、性別、生年月日、年齢及び電話番号が記録されている部分、審査請求人以外の私人との対応内容が記録されている部分、審査請求人以外の私人の相談に係る完結年月日、相談内容、件名及び措置状況が記録されている部分並びに審査請求人以外の私人の役職及び氏名が記録されている部分は、条例第13条第2項第1号(同条第1項第1号)に該当する情報であり、これを不開示としたことは妥当である。

(3) 条例第 13 条第 2 項第 1 号が引用する同条第 1 項第 7 号は、府が行う事務事業の中には、その性質に照らして、これに関係する個人情報を開示すると、当該若しくは同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれのあるものがあるので、これらに係る情報は不開示とすることを定めたものである。

したがって、審査請求人以外の私人の相談に係る完結年月日、相談内容、件名及び措置状況が記録されている部分、警察の調査内容及び所見が記録されている部分並びに審査請求人以外の私人との対応内容が記録されている部分は、条例第13条第2項第1号(同条第1項第7号)に該当する情報であり、これを不開示としたことは妥当である。

- (4) 以上のことから、これらの箇所について不開示としたことは、妥当である。
- 2 次に、審査請求人は、活動記録補助用紙の不開示箇所に、警察官が証明ないしは確認 した事実の記載がある旨、主張するのでこの点について検討する。

この点、諮問庁の職員によれば、活動記録補助用紙は、活動記録表に併せて、地域警察運営に関する訓令の運用について(平成7年1月17日付7京地域第5号)の例規通達に基づいて、警察署の地域課及び交番等の活動単位が勤務日ごとに作成する書類で、取扱事項等を時系列で記録するものであるとのことであった。

また、不開示箇所に何らかの事実について警察官が確認又は証明を行った旨の記載がないことは、審議会において確認した。

3 また、審査請求人が特に開示を主張する「活動記録補助用紙(令和〇年〇月〇日付け)」及び「活動記録補助用紙(令和〇年〇月〇日付け)」において処分庁が不開示とした箇所には、「職員の印影」及び「警察の調査内容及び所見」が記載されていることを、審議会において確認した。

4 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

5 なお、本審議会は、京都府情報公開・個人情報保護審議会条例(令和元年京都府条例 第62号)第2条第1項各号に規定する事項を処理する組織であり、個々の警察職員の 職務執行の適否を審議する組織でないことを念のため、申し添える。

参考

審議会の処理経過

毎成去りた性性 一							
年月日	処 理 内 容						
令和5年 8月 4日	諮問書の受理						
令和5年11月16日	第1回審議会						
令和6年12月20日	第2回審議会						
令和6年 2月28日	第3回審議会						
令和6年 3月 7日	答申						

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委	員	(部会長)	Щ	本	克	己
委	員		奥	野	美奈	子
委	員		原	田	大	樹
委	員		宮	本	恵	伸
委	昌		П	쇎	恵.	マ.